

2025年4月24日(木) HP公開以降の更新履歴

更新月日	設置ファイル名	更新ページ	項目	更新内容																																																												
				変更前			変更後																																																									
4/24	公募要領<個人申請編>	P 4.1	3. 交付要件 3-2. ZEH+の交付要件 (3) 導入する建材・設備等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建材・設備等の種類</th> <th>必須要件</th> <th>補助対象</th> <th>要件となる基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>(注) ガス(石油) 従来型給湯機、ガス(石油) 従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。</td> </tr> <tr> <td>ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用システム</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料電池 (エネファーム)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建材・設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート)	●	●	(注) ガス(石油) 従来型給湯機、ガス(石油) 従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。	ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ)				石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール)				電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)				太陽熱利用システム		—		燃料電池 (エネファーム)				<table border="1"> <thead> <tr> <th>建材・設備等の種類</th> <th>必須要件</th> <th>補助対象</th> <th>要件となる基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート)</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>(注) ガス(石油) 従来型給湯機、ガス(石油) 従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。</td> </tr> <tr> <td>ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用システム</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料電池 (エネファーム)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				建材・設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート)	●	●	(注) ガス(石油) 従来型給湯機、ガス(石油) 従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。	ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ)				石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール)				電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)				太陽熱利用システム		—		燃料電池 (エネファーム)			
建材・設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準																																																													
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート)	●	●	(注) ガス(石油) 従来型給湯機、ガス(石油) 従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。																																																													
ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ)																																																																
石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール)																																																																
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)																																																																
太陽熱利用システム		—																																																														
燃料電池 (エネファーム)																																																																
建材・設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準																																																													
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート・おひさまエコキュート)	●	●	(注) ガス(石油) 従来型給湯機、ガス(石油) 従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。																																																													
ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ)																																																																
石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール)																																																																
電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)																																																																
太陽熱利用システム		—																																																														
燃料電池 (エネファーム)																																																																
公募要領<法人申請編>	P 4.2																																																															
9/29	公募要領<個人申請編>	P 5.2	3. 交付要件 3-3. 追加設備等の交付要件 (1) 蓄電システム	なお、「令和6年度 ZEH支援事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。	<p>なお、「令和6年度 ZEH支援事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。</p> <p>※2 様数年度事業については、令和7年度に製品登録された蓄電システムのみを対象とする。</p>	<p>なお、「令和6年度 ZEH支援事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。</p> <p>※2 様数年度事業については、令和7年度に製品登録された蓄電システムのみを対象とする。</p>	<p>※2 様数年度事業については、令和7年度に製品登録された蓄電システムのみを対象とする。</p>																																																									
	公募要領<法人申請編>	P 5.4																																																														
11/10	公募要領<個人申請編>	P 8.1	5. 事業の実施 補助事業の開始～補助金支払い 5-4. 【複数年度事業】本年度(1年目)】完了実績報告～補助金支払い (1) 本年度(1年目)の完了実績報告及び補助金の額の確定	<p>提出資料一覧</p> <p>ZEHポータルにデータアップロードにより申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>提出資料</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>着手前写真</td> <td>事務取扱説明書を参照し、撮影した着手前写真を提出すること。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>平面図、立面図 (BELS申請時に提出したもの)</td> <td>評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>BELs</td> <td>・評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・交付決定日以降の日付であること。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>一次エネルギー消費量計算結果(住宅版) (BELS申請時に提出したもの)</td> <td>評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果(評価機関の押印があるもの)を提出すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>外皮計算書 (BELS申請時に提出したもの) (建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要)</td> <td>交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱負流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>補助金の振込先が確認できる資料</td> <td>補助事業者名義の口座であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ②～⑤の資料には、申請者名が記載されていること。 (注2) 確認済証は後年度(2年目)の申請時に提出すること。 ※ 後年度(2年目)の申請時に提出できない場合は、後年度(2年目)の完了実績報告時に提出すること。</p>	NO.	提出資料		詳細	①	着手前写真	事務取扱説明書を参照し、撮影した着手前写真を提出すること。	②	平面図、立面図 (BELS申請時に提出したもの)	評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。	③	BELs	・評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・交付決定日以降の日付であること。	④	一次エネルギー消費量計算結果(住宅版) (BELS申請時に提出したもの)	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果(評価機関の押印があるもの)を提出すること。	⑤	外皮計算書 (BELS申請時に提出したもの) (建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要)	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱負流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。	⑥	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業者名義の口座であること。	<p>(注2) に記載していた「※後年度(2年目)の申請時に提出できない場合は、後年度(2年目)の完了実績報告時に提出すること。」の文章を削除。</p>	<p>提出資料一覧</p> <p>ZEHポータルにデータアップロードにより申請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>提出資料</th> <th>詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>着手前写真</td> <td>事務取扱説明書を参照し、撮影した着手前写真を提出すること。</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>平面図、立面図 (BELS申請時に提出したもの)</td> <td>評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>BELs</td> <td>・評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・交付決定日以降の日付であること。</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>一次エネルギー消費量計算結果(住宅版) (BELS申請時に提出したもの)</td> <td>評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果(評価機関の押印があるもの)を提出すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>外皮計算書 (BELS申請時に提出したもの) (建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要)</td> <td>交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱負流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>補助金の振込先が確認できる資料</td> <td>補助事業者名義の口座であること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ②～⑤の資料には、申請者名が記載されていること。 (注2) 確認済証は後年度(2年目)の申請時に提出すること。</p>		NO.	提出資料	詳細	①	着手前写真	事務取扱説明書を参照し、撮影した着手前写真を提出すること。	②	平面図、立面図 (BELS申請時に提出したもの)	評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。	③	BELs	・評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・交付決定日以降の日付であること。	④	一次エネルギー消費量計算結果(住宅版) (BELS申請時に提出したもの)	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果(評価機関の押印があるもの)を提出すること。	⑤	外皮計算書 (BELS申請時に提出したもの) (建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要)	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱負流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。	⑥	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業者名義の口座であること。														
NO.	提出資料	詳細																																																														
①	着手前写真	事務取扱説明書を参照し、撮影した着手前写真を提出すること。																																																														
②	平面図、立面図 (BELS申請時に提出したもの)	評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。																																																														
③	BELs	・評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・交付決定日以降の日付であること。																																																														
④	一次エネルギー消費量計算結果(住宅版) (BELS申請時に提出したもの)	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果(評価機関の押印があるもの)を提出すること。																																																														
⑤	外皮計算書 (BELS申請時に提出したもの) (建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要)	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱負流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。																																																														
⑥	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業者名義の口座であること。																																																														
NO.	提出資料	詳細																																																														
①	着手前写真	事務取扱説明書を参照し、撮影した着手前写真を提出すること。																																																														
②	平面図、立面図 (BELS申請時に提出したもの)	評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。																																																														
③	BELs	・評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。 ・交付決定日以降の日付であること。																																																														
④	一次エネルギー消費量計算結果(住宅版) (BELS申請時に提出したもの)	評価機関に提出した一次エネルギー消費量計算結果(評価機関の押印があるもの)を提出すること。																																																														
⑤	外皮計算書 (BELS申請時に提出したもの) (建設住宅性能評価書を取得する場合は提出不要)	交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱負流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの(評価機関の押印があるもの)に限る。																																																														
⑥	補助金の振込先が確認できる資料	補助事業者名義の口座であること。																																																														
公募要領<法人申請編>	P 8.2																																																															